

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（薬局の構造設備）</p> <p>第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。ただし、イからカまでに掲げる設備及び器具については、それぞれ同等以上の性質を有する設備及び器具を備えていれば足りるものとする。</p> <p>イ 液量器</p> <p>ロ 温度計（一〇〇度）</p> <p>ハ 水浴</p> <p>ニ 調剤台</p> <p>ホ 軟膏板</p> <p>ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒</p> <p>ト はかり（感量一〇ミリグラムのもの及び感量一〇〇ミリグラムのもの）</p> <p>チ ビーカー</p> <p>リ ふるい器</p> <p>ヌ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）</p>	<p>（薬局の構造設備）</p> <p>第一条 薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十二（略）</p> <p>十三 次に掲げる調剤に必要な設備及び器具を備えていること。</p> <p>イ 液量器（二〇cc及び二〇〇ccのもの）</p> <p>ロ 温度計（一〇〇度）</p> <p>ハ 水浴</p> <p>ニ 調剤台</p> <p>ホ 軟膏板</p> <p>ヘ 乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒</p> <p>ト はかり（感量一〇ミリグラムのもの及び感量一〇〇ミリグラムのもの）</p> <p>チ ビーカー</p> <p>リ ふるい器</p> <p>ヌ へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）</p>

ル メスピペツト
ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー
ワ 薬匙^ひ（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
カ ロート
ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により
一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を
もつて調製するものを含む。以下同じ。）
十四・十五（略）
2
5
（略）

ル メスピペツト及びピペツト台
ヲ メスフラスコ及びメスシリンダー
ワ 薬匙^ひ（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）
カ ロート及びロート台
ヨ 調剤に必要な書籍（磁気ディスク（これに準ずる方法により
一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を
もつて調製するものを含む。以下同じ。）
十四・十五（略）
2
5
（略）